

秘密保持義務について

住商アドミサービス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が運営する住友商事グループ Support Site（以下「本サイト」といいます。）及び本サイトに掲載し提供しているサービス（以下「当社サービス」といいます。）を各社（以下「利用会社」といいます。）にご利用いただくにあたり、以下のとおり秘密保持義務を負います。また、利用会社におかれども、以下のとおり秘密保持義務を負うことをご承諾のうえ、本サイトの利用を申し込まれているものとします。

1. 定義

・秘密情報とは、当社又は利用会社（以下「開示者」といいます。）が他方の当事者（以下「受領者」といいます。）に対し、当社サービスの提供・利用に関して開示する次の情報をいいます。

- (1) 書面（e-mail等電磁的なものを含みますが、これらに限られません。以下同様とします。）その他の記録媒体に記録された情報のうち開示者が開示の際に秘密保持を要求する旨の表示をしたもの。
- (2) 口頭で開示された情報のうち、開示者より開示の際に秘密保持を要求する旨を告げられ、かつ、14日以内に書面にてその内容及び秘密保持の対象であることが受領者により確認されたもの。

・前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示者から受領者へ開示された時点で既に公知であったもの。
- (2) 開示者から受領者へ開示された後に公知となったもの（ただし、受領者の故意又は過失により漏洩されたものを除きます。）。
- (3) 開示者から受領者へ開示された時点で既に受領者が保有していたもの。
- (4) 開示者に対して秘密保持義務を負わない第三者から合法的に取得したもの。

2. 開示の目的

受領者は、秘密情報を当社サービスの提供・利用及び受領者における人事・労務業務遂行のためにのみ使用するものとし、開示者の事前の書面による同意を得た場合を除き、その他の目的のために、秘密情報を使用しません。

3. 秘密保持

- (1) 受領者は、開示者の事前の書面による同意を得ずに秘密情報を第三者に開示又は漏洩しません。
- (2) 上記にかかわらず、受領者は、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する公的機関により、秘密情報の開示を強制された場合には、可能な限り事前に開示者に通知し、秘密であることを明示して法令に基づく開示義務の範囲に限り当該機関に対して秘密情報を開示することができるものとし、
- (3) 受領者は、秘密情報を責任を持って管理するものとし、開示者の事前の書面による同意を得た場合を除き、「2. 開示の目的」に定められた目的以外の目的のためにこれを複写・複製又は翻訳しあるいは秘密情報を漏洩する疑いをもたれる行為をしません。

4. 従業員等の秘密保持義務

受領者は、「2. 開示の目的」に定められた目的を遂行するため、秘密情報を知ることが必要であると認められる自社の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士及び弁理士等の法令上の守秘義務を負う者（以下「当該第三者」といいます。）に対して秘密情報を開示することができるものとし、この場合、受領者は当該第三者に対し受領者が開示者に対し負担すると同等の秘密保持義務を負担させるものとし、なお、当該第三者が秘密保持義務に違反したときは、受領者は開示者に対して当該違反の一切の責を負うものとし、

5. 権利の不許諾

開示された秘密情報については、開示者から受領者に対して何らの権利も許諾又は譲渡されるものではありません。

6. 秘密情報の返還

受領者においていずれの条項にでも違反した場合、又は当社サービスの利用が終了した場合には、受領者は、開示者から受領した秘密情報及び「3.秘密保持-(3)」に基づき複写等をした場合にはその複写物等を、開示者の指示に従って、返還又は廃棄するものとします。ただし、法令等の遵守のため保管が必要なものについてはこの限りではありません。

7. 本内容の変更

各条項・内容に変更がある場合は、当社から利用会社へ書面により通知するものとし、当該通知が利用会社に到達した時点で当該変更が有効になるものとします。

8. 疑義の解釈

定めのない事項その他この内容に関し生じた疑義については、当社及び利用会社が誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

9. 本件に関するお問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、以下窓口宛にご連絡ください。

住商アドミサービス株式会社 グループ人事支援事業部 グループ人事支援チーム
ejcag-org@sumitomocorp.com
〒100-8601 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
大手町プレイス イーストタワー

以 上